

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**町税を滞納すると**  
 町税を滞納したまま放置し納付していただけない場合、税負担の公平を期するため、法律に基づきやむを得ず滞納処分(差押)を行うこととなります。  
**差押処分** 本町でも、町税の滞納があれば勤務先や取引業者等への税務調査の上、給与・報酬、売掛金、不動産、動産(自動車等)、預貯

**口座振替ができる金融機関等**

| 金融機関等名称    | 町税等の納付 | 町税等の口座振替 |
|------------|--------|----------|
| 三菱東京UFJ銀行  | ○      | ○        |
| みずほ銀行      | ○      | ×        |
| 大垣共立銀行     | ○      | ○        |
| 十六銀行       | ○      | ○        |
| 三重銀行       | ○      | ○        |
| 愛知銀行       | ○      | ○        |
| 名古屋銀行      | ○      | ○        |
| 中京銀行       | ○      | ○        |
| 第三銀行       | ○      | ○        |
| 岐阜信用金庫     | ○      | ○        |
| いちい信用金庫    | ○      | ○        |
| 瀬戸信用金庫     | ○      | ○        |
| 中日信用金庫     | ○      | ○        |
| 海部東農業協同組合  | ○      | ○        |
| ゆうちょ銀行・郵便局 | ○※     | ○        |

○利用可能 ×利用不可  
 全国各本支店で利用できます。※ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡県内に限ります。

**口座振替制度をご利用ください**  
 納税には便利で安全な口座振替制度をご利用ください。納税の手間が省け、時間の節約

**問合せ先** 役場 収納課  
 内線 120・122

**納税相談** 納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法等をご相談ください。  
**問合せ先** 役場 収納課  
 内線 120・122

金、生命保険など各種財産の差押処分を行う場合があります。※平成27年度以前の町税に滞納のある方には、納付催告書を送付しています。まだ納付されていない場合は早急に納付してください。  
**納税相談** 納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法等をご相談ください。  
**問合せ先** 役場 収納課  
 内線 120・122

にもなります。口座振替ができる金融機関等は別表のとおりです。  
**手続き方法**  
 ・預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)  
 ・預(貯)金通帳  
 ・印鑑(通帳届出印)  
 以上3点を口座振替ができる金融機関等に持参してお申し込みください。  
 依頼書(申込書)は、役場および各金融機関等にあります。詳しくは、各金融機関等にお問合せください。  
 ※過年度課税分および随時課税分については、口座振替ができません。  
**問合せ先** 役場 収納課  
 内線 120・122

**休日納税(相談)窓口**

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。  
**とき** 12月3日(土)・4日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。  
**問合せ先** 役場 収納課  
 内線 120・122

**家屋を取り壊したら**

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。  
 今年中に家屋の全部または一部を取り壊すと来年度の課税対象から除かれます。家屋を取り壊した方は、税務課固定資産税係までご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合、引き続き課税対象となりご迷惑をお掛けすることがあります。

なお、滅失登記済みの場合はご連絡の必要はありません。  
**問合せ先** 役場 税務課  
 内線 178・179

## 税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 12月14日(水)午後2時～4時(一人30分以内)

**ところ** 役場会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

### その他

- 申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

**問合せ先** 役場 税務課

内線 175・176



## 消防協力者に対する感謝状贈呈式を行いました

10月11日(火)に鎌須賀地内で発生した建物火災において、付近の消火器などを持ち寄り、連携して初期消火活動を行った方々へ感謝状を贈呈しました。

贈呈式では、学校からの帰宅途中に消火活動に加わった山本さんから「初めて消火器を火災の場で使って最初は緊張しましたが、周りの人が消火器の使い方を教えてくれたので、迅速な対応ができました。貴重な経験ができて良かったです。」と、当時の説明がありました。

初期消火へのご協力ありがとうございました。

**問合せ先** 役場 防災危機管理課 内線151



右から山本 恵理 さん、畑中 孝仁 さん、畑中 真由美さん  
他7名の方々に感謝状を贈りました

## 防犯カメラ等補助金開始

安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、防犯対策として、戸数10戸以上の集合住宅の共用部分等や駐車台数10台以上の駐車場に防犯カメラ等を購入設置した管理組合、所有者の方に対し、補助金を交付(1対象者につき1回限り)します。

**対象** 町内に所在する次の①～③に該当する方で、県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか、町が定める条件、遵守事項等を遵守できる方

- ①分譲マンションは、戸数10戸以上の物件の管理組合
- ②賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)は、戸数10戸以上の物件の所有者
- ③駐車場は、自動車10台以上駐車可能な物件の所有者

**補助金額** 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内とし、5万円を限度額とします。(1,000円未満切り捨て) ※維持管理費用、地代・占用料等は除きます。

**申請方法等** 防犯カメラ等を設置しようとする方は、事前に役場防災危機管理課にご相談ください。申請要領等についてご説明します。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算を超えるときは申請の受け付けを停止します。

**申込・問合せ先** 役場 防災危機管理課 内線151